

伊賀市告示第 28 号

伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 7 日

伊賀市長 稲森 稔尚

伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 持続可能な消防行政サービスの実現に向けて、伊賀市における消防署所の適正配置を検討するため、伊賀市消防署所適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊賀市における消防署所の適正配置の検討に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、持続可能な消防行政サービス実現に関する事項で市長が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消防業務又は救急医療体制に関し識見を有する者
- (3) 市が設置する附属機関の委員
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 伊賀市副市長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、第2条に定める所掌事務の遂行に当たり、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年3月7日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。